

黒石市で起業される方へ

黒石市起業移住支援補助金

地域産業の活性化や黒石市への移住促進を目的に、市内で新たに起業する方に対し、起業に要する経費や事業の運営に必要な経費の一部を補助します。

補助金額

上限 **30 万円** (対象経費の2分の1)

移住者加算（開業にあたり黒石市に移住した場合）

2人以上の世帯 上限 **20 万円** 単身世帯 上限 **10 万円**

補助対象経費

広告宣伝費、印刷製本費、委託費、備品購入費、工事請負費

※補助対象は、起業に係る経費および起業後1年以内に要する経費です。

※消耗品、パソコン・スマートフォンなどの汎用性の高いもの、他の補助金の交付を受ける経費は対象となりません。

要件

(注) 補助対象経費に消費税は含まれません。

1. 2年以上当該事業を継続することが見込まれること。
2. 風俗営業法第2条第1項に規定する事業でないこと。
3. 政治的または宗教的な活動を目的とする事業でないこと。
4. 事業に係る活動をおおむね1週間当たり5日かつ20時間以上行うこと。
5. 店舗を有する者にあつては、午前9時から午後7時までの間に4時間以上営業をすること。
6. 市内に事業所を設置すること。
7. 特定創業支援等事業による支援を受けていること。
8. 過去にこの補助金を受けていないこと。
9. 市税等の滞納がないこと。
10. 暴力団と関係を有しないこと。
11. 申請日が属する年度の3月31日までに事業を完了し、実績報告できること。
12. 実績報告までに個人事業主にあつては開業届の提出を、法人にあつては法人の設立登記を終えていること。

※その他要件がございます。詳しくは市ホームページをごらんになるかお問い合わせください。

申請したい場合は？

補助金の交付が決定してから補助対象事業に着手していただきます。申請をご検討されている方は、お早めにご相談ください。

※補助金は予算の範囲内での交付となります。

【お問い合わせ】

〒036-0396 黒石市大字市ノ町11番地1（黒石市産業会館3階）

黒石市 商工観光部 商工課 商工振興係 ☎0172-52-2111（内線641）